

## Multi-Currency Pricing (MCP) 取扱特約

この **Multi-Currency Pricing** 取扱特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社ユニヴァイキャスト（以下「UPC」といいます。）が提供する **Multi-Currency Pricing** サービス（以下「本サービス」といい、第1条1項にて定義。）の取り扱いに関し、UPC と本サービスの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）との間の権利義務関係を定めるものです。本特約は既に加盟店がUPCと締結しているユニヴァイキャスト加盟店契約（以下「原契約」といいます。）に付随して構成されるものであって、加盟店は本サービスの申込後において本サービスを取り扱うことで本特約の内容を承諾したものとみなされます。

### 第1条（定義）

本特約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるところによります。また、本特約で使用される文言のうち特段本特約で定義されているもの以外はすべて原契約で使用される文言と同義とします。

1. 「本サービス」とは、加盟店が複数通貨による価格表示および決済を行うことを可能とする、UPC 提供の **Multi-Currency Pricing** サービスをいいます。
2. 「加盟店」とは、本特約に同意の上でUPCより本サービスの提供を受け、本サービスを取り扱うことができる事業者をいいます。
3. 「会員」とは、本サービスを利用して加盟店から商品または役務を購入する者をいいます。
4. 「換算レート」とは、UPCが別途定める方法により算出する、加盟店が日本円で定めた商品又は役務の対価を会員が決済時に選択する日本円以外の決済通貨へ換算するにあたっての換算比率をいいます。
5. 「MCP手数料」とは、会員が加盟店から本サービスを利用して商品または役務を購入する場合における、加盟店がUPCに支払うべき本サービスの手数料をいいます。

### 第2条（本サービスの内容）

1. UPCは、加盟店に対し、本サービスを通じて複数通貨による価格表示および決済機能を提供するものとします。
2. UPCは、自己の判断により、本サービスの内容を変更し、または提供を中断若しくは終了することができます。
3. UPCは、前項の変更、中断又は終了により加盟店に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### 第3条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、本サービスを取り扱うにあたり、UPC の定める仕様、手続および指示に従うものとします。
2. 加盟店は、商品説明、価格表示その他会員への情報提供について、関連法令を遵守し、自己の責任において適切に管理するものとします。
3. 加盟店は、本サービスを取り扱うにあたり表示する価格及び決済処理に関し、会員から生じた問い合わせ、苦情その他の対応を自己の責任と負担において行うものとします。

### 第4条（会員が使用する支払い手段）

本サービスは、会員が保有するクレジットカードで且つ UPC が認めるカードブランドのクレジットカードを利用した決済についてのみ利用できるものとします。

### 第5条（対応外貨と換算レート）

1. UPC が本サービスで提供する外貨の種類は UPC 所定の法定通貨とし、加盟店は UPC 所定の法定通貨のうち加盟店が任意に選択した通貨を本サービスにおいて取り扱うことができます。
2. 本サービスにおける換算レートは、UPC が定める方法により算出し、UPC 所定の時点における為替レートを基礎として UPC が決定するものとします。
3. 加盟店は、前項の換算レートに基づき決済処理が行われることに同意するものとします。
4. 換算レートの変動により加盟店に損害が生じた場合であっても、UPC は一切責任を負わないものとします。
5. 加盟店は、会員へ提示される外国通貨建て価格が換算レートに基づくものであることを明確に表示し、会員に対して説明責任を負うものとします。UPC は、本項に基づく加盟店の表示義務違反について一切責任を負わないものとします。
6. 本条1項における UPC 所定の法定通貨は UPC の判断で追加・変更できるものとし、変更は加盟店に対して事前に通知することにより効力を有するものとします。

### 第6条（手数料、精算及び返金）

1. 加盟店は、本サービスの利用に伴い、UPC が別途定める条件に従いMCP 手数料及び原契約に定める手数料及び費用を支払うものとします。
2. 精算方法、精算日等の条件は、UPC が別途定める条件によるものとします。
3. UPC は、加盟店に対する支払に際して、加盟店に対して債権を有する場合には、弁済期にあるか否かを問わず、いつでも当該債権と加盟店に対する支払とを対当額にて相殺することができるものとします。
4. 会員の決済が取消等に因り、返金等が発生した場合、UPC 及び加盟店は原契約第

27条の定めに従い、返金等の処理にあたるものとします。

5. 前項の場合、返金による為替の差損益はUPCが負担するものとします。

#### **第7条（サービスの停止及び終了）**

1. UPCは、加盟店が本特約に違反した場合その他UPCが必要と認める場合には、事前の通知なく本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. UPCは、加盟店又は会員による不正利用の疑いもしくは法令違反の疑義等がある場合には、加盟店に通知のうえ本サービスを停止できるものとします。また、止むを得ず緊急で停止する必要がある場合は、UPCは本項の手続きを経ることなく本サービスを停止する場合があります。
3. UPCは、本サービスの停止により加盟店に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 原契約が終了した場合、本サービスも当然に終了するものとします。
5. 加盟店は、外国為替法、マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策関連規制その他適用法令を遵守するものとし、違反が疑われる場合、UPCは、本サービスを停止することができるものとします。

#### **第8条（免責）**

1. UPCは、為替変動、通信回線障害、システム障害その他UPCの責に帰さない事由に起因して加盟店または会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
2. UPCに帰責性が認められるに足る客観的な理由がありUPCが責任を負う場合であっても、UPCの責任範囲は、加盟店に現実に生じた通常かつ直接的な損害の賠償に限るものとし、その上限額は加盟店が過去12か月間にUPCに支払った本サービス利用料の総額とします。

#### **第9条（原契約との優位性と不可分性）**

加盟店は、申込時において本特約が原契約と不可分一体の契約であることに同意し、申し込むものとします。仮に原契約が終了となった場合において、本特約も同時に失効し、加盟店としての権利等も消滅するものとします。また、本特約の定めと原契約の定めとの間で解釈等に疑義が生じた場合は、本特約の定めが優先されるものとします。

2026年2月1日 制定

以上